## 議案第71号

## 琴浦町介護保険条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町介護保険条例の一部を改正することについて、地方 自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の 議決を求める。

> 令和 2 年 6 月 9 日 提 出 琴 浦 町 長 小 松 弘 明

令和 2 年 月 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和

## 琴浦町介護保険条例の一部を改正する条例

琴浦町介護保険条例(平成18年琴浦町条例第7号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 (平成29年度における保険料率の特例) 第9条 略 (新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免) 第10条 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険料(第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に介護保険法(平成9年法律第123号)第12条第	改正前 附 則 (平成 29 年度における保険料率の特例) 第 9 条 略
1項の規定による届出が行われなかった ため令和2年2月1日以降に納期限が定 められている保険料であって、当該届出 が第1号被保険者の資格を取得した日か ら14日以内に行われていたならば同年2 月1日前に納期限が定められるべきもの を除く。)の減免については、次の各号 のいずれかに該当する者は、第9条第1 項に規定する保険料の減免の要件を満た すものとして、同項の規定を適用する。	
<ul><li>(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイ</li></ul>	

ルス感染症(次号において「新型コロナウイルス感染症」という。)により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下この号において「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること。
  - ア 事業収入等のいずれかの減少額 (保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。
  - イ 減少することが見込まれる事業収 入等に係る所得以外の前年の所得の 合計額が400万円以下であること。
- 2 前項の場合における第9条第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、町長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第10条の規定は、令和2年2月 1日から適用する。